

令和1年8月27日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

2019年10月1日消費税改正

－⑥ 再確認、「10月1日以後の取引」とは？－

いよいよ、この10月1日以後の取引から改正消費税10%（または軽減税率）が適用されますが、一連の取引の流れの中で、どの時点をもって「10月1日以後の取引」と判断するのでしょうか？

◎原則

令和1年10月1日以後に物品やサービスの提供が完了⇒「10月1日以後の取引」=10%

…例えば、9月30日までに商品の引渡し完了していれば、代金の受取日が10月1日以後であっても、商品の引渡し日の税率8%を適用。

…また、9月30日までに代金を受取っても、10月1日以後に商品を引渡した場合は商品の引渡し日の税率10%を適用。

◎例外（経過措置）

次の場合は「10月1日以後の取引」であっても旧税率8%を適用

① 旅客運賃、入場料

令和1年10月1日以後に行う旅客運送の代金や同日以後の映画館・劇場、競技場、美術館、通園地等の入場料で令和1年9月30日までに領収したもの。

② 電気料等

令和1年9月30日以前から継続している電気、ガス、水道、電話、灯油等の料金で、令和1年10月1日から同月31日までに請求額が確定するもの。

③ 請負工事等

平成31年3月31日までに締結した契約に基づく請負工事等で令和1年10月1日以降に物品やサービスの提供が完了するもの。

④ 資産の貸付

平成31年3月31日までに締結した契約に基づき、令和1年9月30日以前から継続している資産の貸付で、令和1年10月1日以後に行うその資産の貸付

⑤ 予約販売の書籍等

平成31年3月31日までに締結した定期継続購入契約に基づき購入する書籍等で、代金を令和1年9月30日以前に領収し、令和1年10月1日以後に引渡したもの。

⑥ 通信販売

通信販売を行う事業者が、平成31年3月31日までに販売価格等の条件を提示し、令和1年9月30日以前申込をうけ、提示した条件に従って令和1年10月1日以後に引渡したもの。